定款

一般社団法人 日本医史学会

# 一般社団法人 日本医史学会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本医史学会と称する。英語表記では Japanese Society for the History of Medicine と記載する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田におく。

第3条 本法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

# 第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、医史学を研究しその普及をはかることを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術に関する会議,講演会,学術展の開催、研究及び研究業績の表彰等
- (2) 学会誌及び関係図書等の刊行
- (3) 日本の医史学界を代表して内外の関連学術団体等との連携
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な一切の事業

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第7条 この法人の会員は次の5種とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、別途定める会員選定委員会等で選考し、理事会で承認の上、別に定める入会金、年会費を納めて入会した個人及び団体

但し、外国居住の個人及び団体の年会費は別に定める額とする。

(2) 学生会員

この法人の目的に賛同し、別に定める年会費を納めた学生

(3) 名誉会員

この法人に対し功績顕著で社員総会の承認を得た者

(4) 功労会員

この法人に対し功労があり、社員総会の承認を得たもの

(5) 賛助会員

この会の目的事業に賛助し、理事会で承認の上、別に定める年会費以上を納めて入会した個人及び団体

(入 会)

第8条 正会員、学生会員になろうとする者は会員選定委員会の選考の後、理事会の承認の上、その年度 所定の入会申込書を提出しなければならない。

- 第9条 名誉会員は次の各号に何れかに該当し、理事会が功績顕著と認めた者であることを要する。
  - (1) 30年以上の在籍正会員であって80歳に達した者
  - (2) 前理事長
  - (3) 正会員又は外国人で功績顕著な者 名誉会員は終身として会費を免除することができる。
- 第10条 賛助会員になろうとする者は理事会の承認を得て、その年度の会費等を添えて所定の入会申込 書を提出しなければならない。
- 第11条 第8条及び第10条の会員の資格取得は会費納入日より始まる。

(会員の権利義務)

- 第12条 会員は次の権利を有する。
  - (1) この法人の発行する学会誌の無償配布を受けること
  - (2) 学会誌に投稿すること
  - (3) 会員大会、学術大会、学術集会その他の事業に参加すること
- 第13条 会員は、会費を前納し社員総会の議決を尊重しなければならない。

(資格喪失)

- 第14条 会員は、次の事由によってその資格を失う。
  - (1) 退会
  - (2) 会費の滞納が1年以上を経過したとき
  - (3) 後見開始·保佐開始·補助開始
  - (4) 死亡・失踪宣告または会員である団体の解散
  - (5) 第16条による除名処分

(退 会)

第15条 会員で退会しようとする者は、理事長宛に退会届を提出しなければならない。

(処 分)

第16条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において出席社員の議決権の3分の2以上の賛成による議決を経て理事長が戒告又は除名することができる。但し、除名するときは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)第49条第2項に定める決議(以下「特別決議」という)よる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、またはこの会の目的に反する行為があったとき
- (2) この定款その他の規定に違反したとき
- (3) その他戒告又は除名すべき正当な事由があるとき

(納入会費)

第17条 既納会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

# 第4章 社員総会

(社員の定義)

- 第18条 この法人の正会員の中から選出された代議員をもって一般法人法上の社員とする。
- 2 代議員は別に定められた規定により、正会員の中から選出される。尚、その数は正会員数の1割を越 えないものとする。
- 3 代議員の任期は1期2年とし、選出された年の事業年度開始日から2年以内に到来する事業年度終了日までとする。ただし、補充によって選出された代議員の任期は退任した代議員の任期の満了すべきときまでとする。
- 4 代議員は再任を妨げないが、満80歳に達した者は、その後に到来する事業年度終了日でその資格を 失う。
- 5 代議員は定時社員総会を3回連続して欠席したとき、その資格を失う。

(代議員の解任)

- 第19条 代議員が次の各号のいずれかに該当するときは理事会の議を経て、社員総会において出席代議 員の議決権3分の2以上の賛成により、当該代議員を解任する事ができる。
  - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反、その他代議員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により解任する場合は、当該代議員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う前に、本人が希望すれば当該代議員に弁明の機会を与えなければならない。

(代議員の職務)

第20条 代議員は社員総会を組織し、この定款に定める職務を行う。

(社員総会の構成)

- 第21条 社員総会は代議員をもって構成する。
- 2 名誉会員、功労会員及び賛助会員は社員総会に出席して意見を述べる事ができる。
- 第22条 社員総会は、定時社員総会として毎年事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。なお、社員総会は総代議員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(招 集)

- 第23条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 総代議員議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会を招集することができる。

- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の 1 週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第24条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第25条 社員総会における議決権は、1代議員につき1個とする。

(決 議)

- 第26条 社員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員 の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議をもって行う。
  - (1) 代議員及び会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4)解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 やむを得ない理由のため、社員総会に出席することができない代議員は、あらかじめ通知された事項 について、書面または電磁的方法をもって決議し、又は他の代議員を代理人として決議を委任することが できる。

(議事録)

- 第27条 社員総会の議事録について、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

# 第5章 役 員

(役員)

- 第28条 この法人に次の役員をおく。
  - (1) 理事 10名以上20名以内
  - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長2名及び常任理事4名以内をおくことができる。
- 3 この法人の理事長を法人法上の代表理事とする。

(役員の選出)

- 第29条 社員総会の決議によって理事は代議員の中から、また監事は正会員の中からそれぞれ選出する。
- 2 理事長、副理事長、常任理事は、理事会の決議によって、理事の中から選出する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族(その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事は総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

#### (理事の職務及び権限)

- 第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 4 常任理事は理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常任理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### (監事の職務及び権限)

- 第31条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

### (役員の任期)

- 第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の 終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の 時までとする。但し、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。
- 4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

## (役員の解任)

第33条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事の解任は特別決議による。

#### (報酬等)

第34条 役員は原則として無報酬とする。

# 第6章 理事会

# (構 成)

- 第35条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権 限)

- 第36条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職

(開催)

- 第37条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席 がなければ開会することはできない。
- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき (招集)
- 第38条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長あるいは各理事が理事会を召集する。 (議 長)
- 第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。但し、理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で 定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決 議)

- 第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったもの とみなす。

(議事録)

- 第41条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、当該理事会に出席した代表理事及び監事が、記名押印又は署名する。

## 第7章 会員大会

- 第42条 会員大会は会員をもって構成し、年1回理事長がこれを招集する。
- 2 会員大会の議長は理事長、または常任理事とする。
- 3 次の事項について会員大会に報告する。
  - (1) 定款規則の変更
  - (2) 役員の任免
  - (3) 事業報告及び収支決算
  - (4) 事業計画及び予算
  - (5) その他本会の運営に関する重要な事項
- 4 会員大会の議事については議事録を作成し、出席者の中からその決議において選任された議事録署名者2名が議長とともに署名押印しなければならない。

## 第8章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に 供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款 及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿

(余剰金)

第45条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

# 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解 散)

第47条 この法人は、社員総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人 及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与 するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

平成24年6月 改定 令和4年5月 改定 令和5年6月 改定